

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関谷忠泉
(公印省略)

平成21年度衝突被害軽減ブレーキ 装置導入促進助成金について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の運営に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、事故防止の一環と致しまして、標記衝突被害軽減ブレーキ
装置導入に係わる費用に対して一部助成を実施することになりました。
つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施致しますので、ご案内申
し上げます。

記

1. 申請期間 平成21年5月15日(金)～平成22年3月1日(月)(土・日曜日、祝日は除く)
但し、平成21年4月1日(水)から平成22年2月28日(日)までに装着及び支払いが完了しなければならない。
2. 予算及び対象台数
全ト協助成 7,337万円 1,334台
栃ト協助成 100万円 20台
3. 助成金額 全ト協助成額 車両1台当り 55,000円
栃ト協助成額 車両1台当り 50,000円
上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。
4. 助成対象装置
衝突被害軽減ブレーキ装置とは、改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」(平成17年11月15日・国自技第181号)に適合した装置であること。
5. 申請要領
別添の様式G「衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付請求書」に必要な事項を記入し、下記の添付書類の写しを添えて申請する。
導入した車両の車検証の写し
領収書の写し
リースの場合は、リース契約書の写し(車体番号及び登録番号が記載されたもの)
また、装置を取付けた車両については、メーカーから全ト協へ車体番号が報告されることとなっています。
6. 注 意 会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
助成金は新たに導入した装置に対して行う。

平成21年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付要綱

社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、事業用トラックの追突事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる基準に適合するものに限る。
改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」(平成17年11月15日・国自技第181号)に適合した装置であること。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、装置の装着を行った会員事業者とする。
2 会員事業者（以下「事業者」という。）は、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している事業者を言う。
3 但し、栃ト協会費等の未納がある事業者は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 交付する助成金額は、事業者が新たに装着した第2条及び第3条の要件を満たした車両に対して1台あたり10.5万円とする。
2 前項の取得価格には、消費税を含めない。

(助成交付額内訳)

第5条 助成交付の内訳については、全ト協5.5万円/台、栃ト協5万円/台、とする。

(助成金交付請求)

第6条 事業者は栃ト協に対して様式G「衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付請求書」により、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金交付対象期間)

第7条 前条の助成金交付対象期間を平成21年4月1日から平成22年2月28日までとする。
2 買取り及びリースいずれについても事業者が平成21年度に新たに導入した装置については助成対象とする。

(助成金の交付)

第8条 第7条の請求事業者に対し平成22年3月末日までに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した

- 装置を管理しなければならない。
- 2 事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、栃ト協は事業者に対して期限を定めて、その返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。
 - 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - 2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - 3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - 4) 事業者が栃ト協を脱会したとき。
 - 3 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく栃ト協に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第10条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

- 第11条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

- 第1条 本交付要綱は平成21年4月1日より適用する。

- 第2条 助成金の送付に係わる送金手数料は、事業者負担とする。

